

平成20年3月10日

投資主各位

東京都港区赤坂二丁目17番22号

フロンティア不動産投資法人
執行役員 西 方 俊 平

第2回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本投資法人の第2回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書面に賛否をご記入の上、平成20年3月24日（月曜日）午後5時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、現行規約第14条第1項において、「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成したものとみなす」旨を定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなさらない場合、本投資主総会における各議案について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年3月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区赤坂一丁目12番33号
ANAインターコンチネンタルホテル東京
地下1階「ギャラクシー」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 投資主総会の目的事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 資産運用委託契約一部変更承認の件
- 第3号議案 執行役員1名選任の件
- 第4号議案 監督役員2名選任の件
- 第5号議案 補欠執行役員1名選任の件

以 上

-
- (お願い) ◎ 当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 代理人がご出席の際は、代理権を証する書面を議決権行使書面と共に会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます（代理人の資格は、現行規約第12条の定めにより、議決権を有する投資主に限ります。）。
- (ご案内) ◎ 当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。
- ◎ 投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.frontier-reit.co.jp/>) に掲載いたします。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- ① 会社法、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の各法律が施行され、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）その他投資法人に関わる法令等が整備・改正されたことに伴い、規約の全般に亘り必要な字句の修正等、所要の変更を行うものです。
- ② 証券取引法等の一部を改正する法律の施行による投信法の改正に伴い、投資法人による短期投資法人債の発行が可能とされたことから、本投資法人の機動的な資金調達を可能とするため、規定の変更を行うものです。
- ③ 平成19年度税制改正に伴い、特定目的会社の優先出資証券の取得に係る投資法人の導管性要件の特例が廃止されたため、関連する規約記載事項の削除等を行うものです。
- ④ その他、必要な規定の加除、字句の修正、表現の統一を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
第1条（商号） 本規約で設立する投資法人は、フロンティア不動産投資法人（以下「 <u>本投資法人</u> 」という。）と称し、英文では Frontier Real Estate Investment Corporationと表示する。	第1条（商号） 本投資法人は、フロンティア不動産投資法人と称し、英文ではFrontier Real Estate Investment Corporationと表示する。

現 行 規 約	変 更 案
<p>第2条(目的) 本投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。)(以下「投信法」という。)に基づき、投資法人の資産を主として特定資産(投信法第2条第1項に掲げる資産をいう。以下同じ。)に対する投資として運用することを目的とする。</p> <p>第3条(本店の所在する場所) (省略)</p> <p>第4条(公告の方法) 本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第5条(発行する投資口の総口数)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人の発行する投資口の総口数は、200万口とする。 2. (省略) 3. 本投資法人は、第1項の投資口数の範囲内において、役員会の承認を得て投資口の追加発行ができるものとする。当該投資口の追加発行における1口当たりの発行価額は、本投資法人に属する資産(以下「運用資産」という。)の内容に照らし公正な価額として役員会で決定した価額とする。 	<p>第2条(目的) 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。)(以下「投信法」という。)に基づき、投資法人の資産を主として特定資産(投信法第2条第1項に規定する特定資産をいう。以下同じ。)に対する投資として運用することを目的とする。</p> <p>第3条(本店の所在地) (現行のとおり)</p> <p>第4条(公告方法) 本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>第5条(発行可能投資口総口数)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人の発行可能投資口総口数は、200万口とする。 2. (現行のとおり) 3. 本投資法人は、第1項の発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得てその発行する投資口を引き受ける者の募集をすることができるものとする。募集投資口(当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいう。)1口当たりの払込金額は、本投資法人の保有する資産(以下「運用資産」という。)の内容に照らし公正な金額として役員会で決定した金額とする。

現 行 規 約	変 更 案
<p>第6条（投資口の取扱に関する事項） 本投資法人が発行する投資証券の種類、<u>投資口の名義書換（証券保管振替制度による実質投資主（以下「実質投資主」という。）に関する名簿（以下「実質投資主名簿」という。）への記載又は記録を含む。以下同じ。）</u>、<u>質権の登録及びその抹消、投資証券の再発行その他の手続並びにその手数料については、法令又は本規約の<u>他</u>、役員会の定めるところによる。</u></p> <p>第9条（招集）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人の投資主総会は、その開催場所を東京都各区内として、2年に1回以上開催する。 2. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合の<u>他</u>、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合には役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集する。 <p>第11条（決議） 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合の<u>他</u>、出席した投資主の議決権の過半数で<u>これを行う</u>。</p> <p>第12条（議決権の代理行使）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主を代理人として、議決権を行使することができる。 2. 前項において当該投資主又は代理人に選任された投資主は、投資主総会毎にその代理権を証する書面を予め本投資法人に提出しなければならない。 	<p>第6条（投資口の取扱に関する事項） 本投資法人が発行する投資証券の種類、<u>投資主名簿（証券保管振替制度による実質投資主（以下「実質投資主」という。）に関する名簿（以下「実質投資主名簿」という。）を含む。以下同じ。）</u><u>への記載又は記録、投資証券の再発行その他の手続及びその手数料については、法令又は本規約の<u>ほか</u>、役員会の定めるところによる。</u></p> <p>第9条（招集）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人の投資主総会は、その開催場所を東京都各区内として、<u>原則として2年に1回以上開催する</u>。 2. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合の<u>ほか</u>、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合には役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集する。 <p>第11条（決議） 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合を<u>除き</u>、出席した投資主の議決権の過半数を<u>もって行う</u>。</p> <p>第12条（議決権の代理行使）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主<u>1名</u>を代理人として、<u>その</u>議決権を行使することができる。 2. 前項の場合において、<u>当該投資主又は代理人に選任された投資主は、投資主総会毎にその代理権を証する書面を予め本投資法人に提出しなければならない</u>。

現 行 規 約	変 更 案
<p>第13条（書面による議決権の行使）</p> <p>1. <u>投資主総会に出席しない投資主は、書面によって議決権を行使することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>2. 書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p>	<p>第13条（書面又は電磁的方法による議決権の行使）</p> <p>1. <u>書面による議決権の行使は、議決権を行使するための書面（以下「議決権行使書面」という。）に必要な事項を記載し、法令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を本投資法人に提出して行う。</u></p> <p>2. <u>電磁的方法による議決権の行使は、法令で定めるところにより、本投資法人の承諾を得て、法令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により本投資法人に提供して行う。</u></p> <p>3. <u>前2項に基づき、書面又は電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</u></p>
<p>第14条（みなし賛成）</p> <p>1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成したものとみなす。</p> <p>2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p>	<p>第14条（みなし賛成）</p> <p>1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。</p> <p>2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p>
<p>第15条（基準日）</p> <p>1. 投資主総会において権利を行使すべき投資主は、第36条に定める各決算期から<u>3ヶ月</u>以内に開催する投資主総会については、当該決算期の最終の投資主名簿（<u>実質投資主名簿を含む。以下同じ。</u>）に記載又は記録された投資主とする。</p>	<p>第15条（基準日）</p> <p>1. 投資主総会において権利を行使すべき投資主は、第36条に定める各決算期から<u>3か月</u>以内に開催する投資主総会については、当該決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>2. 前項にかかわらず、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従い予め公告し定める基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は<u>登録質権者</u>をもって、その権利を行使すべき投資主又は<u>登録質権者</u>とすることができる。</p> <p>第16条（投資主総会議事録） 投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、<u>出席した議長、執行役員及び監督役員が、これに署名又は記名押印する。</u></p> <p>第4章 <u>執行役員、監督役員及び役員会</u></p> <p>第17条（<u>執行役員及び監督役員の員数並びに役員会の構成</u>） 本投資法人の執行役員は1名以上、監督役員は2名以上（ただし、執行役員の数に1を加えた数以上とする。）とし、<u>執行役員と監督役員は役員会を構成する。</u></p> <p>第18条（<u>執行役員及び監督役員の選任及び任期</u>） 1. <u>執行役員及び監督役員は、投資主総会の決議をもって選任する。</u> 2. <u>執行役員及び監督役員の任期は、就任後2年とする。ただし、補欠又は増員のために選任された執行役員又は監督役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。</u></p> <p>第19条（<u>執行役員及び監督役員の報酬の支払基準</u>） 本投資法人の<u>執行役員及び監督役員</u>の報酬の支払基準及び支払の時期は、次のとおりとする。 (1) (省略) (2) (省略)</p>	<p>2. 前項にかかわらず、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従い予め公告し定める基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は<u>登録投資口質権者</u>をもって、その権利を行使すべき投資主又は<u>登録投資口質権者</u>とすることができる。</p> <p>第16条（投資主総会議事録） 投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果<u>その他の法令に定める事項</u>を記載した議事録を作成する。</p> <p>第4章 <u>役員及び役員会</u></p> <p>第17条（<u>役員の員数及び役員会の構成</u>） 本投資法人の執行役員は1名以上、監督役員は2名以上（ただし、執行役員の数に1を加えた数以上とする。）とし、<u>役員（執行役員及び監督役員をいう。以下同じ。）は役員会を構成する。</u></p> <p>第18条（<u>役員の選任及び任期</u>） 1. <u>役員は、投資主総会の決議によって選任する。</u> 2. <u>役員の任期は、選任後2年とする。ただし、補欠として又は増員のために選任された役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。</u></p> <p>第19条（<u>役員の報酬の支払基準</u>） 本投資法人の<u>役員</u>の報酬の支払基準及び支払の時期は、次のとおりとする。 (1) (現行のとおり) (2) (現行のとおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第20条（<u>執行役員及び監督役員</u>の賠償責任の免除）</p> <p>本投資法人は、<u>執行役員又は監督役員による法令又は規約に違反する行為に関する責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、賠償の責めに任ずべき額から以下に掲げる金額を控除した額を限度として、役員会の決議をもって免除することができる。</u></p> <p>(1) <u>役員会の決議の日の属する営業期間（第36条に定める営業期間をいう。以下同じ。）又はその前の各営業期間において、当該執行役員又は監督役員が報酬その他の職務遂行上の対価として本投資法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（本条(2)に定めるものを除く。）の額の営業期間毎の合計額のうち、最も高い額の4年分に相当する額</u></p> <p>(2) <u>当該執行役員又は監督役員が本投資法人から受けた退職慰労金の額及びその性質を有する財産上の利益の額の合計額と当該合計額をその職に就いていた年数で除した額に4を乗じた額とのいずれか低い額</u></p> <p>第21条（招集及び議長）</p> <p>1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合の<u>他</u>、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集し、その議長となる。</p>	<p>第20条（<u>役員</u>の賠償責任の免除）</p> <p>本投資法人は、<u>投信法第115条の6第1項に定める役員</u>の責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該<u>役員</u>の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、<u>法令で定める限度において、役員会の決議をもって免除することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第21条（招集及び議長）</p> <p>1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合の<u>ほか</u>、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集し、その議長となる。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>2. 役員会の招集通知は、<u>会日</u>の3日前までに、<u>執行役員及び監督役員</u>の全員に対して発するものとする。ただし、<u>執行役員及び監督役員</u>の全員の同意を得て、招集期間を短縮又は招集手続を省略することができる。</p>	<p>2. 役員会の招集通知は、<u>役員会</u>の日の3日前までに、<u>役員</u>の全員に対して発するものとする。ただし、<u>役員</u>の全員の同意を得て、招集期間を短縮又は招集手続を省略することができる。</p>
<p>第22条（決議） 役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、<u>その</u>構成員の過半数が<u>出席の上</u>、<u>出席者の過半数の議決</u>をもって行う。</p>	<p>第22条（決議） 役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、<u>議決に加わることが</u>できる構成員の過半数が<u>出席し</u>、<u>その</u>過半数をもって行う。</p>
<p>第23条（役員会議事録） 役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、出席した<u>執行役員及び監督役員</u>が、これに署名又は記名押印する。</p>	<p>第23条（役員会議事録） 役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果<u>その他の法令に</u>定める事項を記載した議事録を作成し、出席した<u>役員</u>がこれに署名又は記名押印する。</p>
<p>第24条（役員会規則） 役員会に関する事項については、法令及び本規約に定めるものの<u>他</u>、役員会において定める役員会規則による。</p>	<p>第24条（役員会規則） 役員会に関する事項については、法令及び本規約に定めるものの<u>ほか</u>、役員会において定める役員会規則による。</p>
<p>第25条（会計監査人の選任） 会計監査人は、投資主総会に<u>おいて</u>選任する。</p>	<p>第25条（会計監査人の選任） 会計監査人は、投資主総会<u>の決議によつて</u>選任する。</p>
<p>第26条（会計監査人の任期） 1. （省略） 2. 会計監査人は、前項の投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、<u>その</u>投資主総会において再任されたものとみなす。</p>	<p>第26条（会計監査人の任期） 1. （現行のとおり） 2. 会計監査人は、前項の投資主総会において別段の決議がされなかったときは、<u>当該</u>投資主総会において再任されたものとみなす。</p>
<p>第28条（資産運用の基本方針） 本投資法人は、中長期にわたる安定した収益の確保を目指して、主として不動産等（第30条第2項に定める資産をいう。<u>第29条第5項における「不動産等」を除き</u>、以下同じ。）及び不動産対応証券（第30条第3項に定める資産をいう。以下同じ。）等の特定資産に投資を行うことを通じてその資産の運用を行う。</p>	<p>第28条（資産運用の基本方針） 本投資法人は、中長期にわたる安定した収益の確保を目指して、主として不動産等（第30条第2項に定める資産をいう。以下同じ。）及び不動産対応証券（第30条第3項に定める資産をいう。以下同じ。）等の特定資産に投資を行うことを通じてその資産の運用を行う。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第29条（投資態度）</p> <p>1. ～ 4. （省略）</p> <p>5. <u>本投資法人は、その有する資産の総額のうち</u>に占める<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）第67条の15第9項に規定する不動産等の価額の割合として財務省令で定める割合が100分の75以上となるようにその資産を運用するものとする。</u></p> <p>第30条（資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. （省略）</p> <p>2. 不動産等とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) ～(3) （省略）</p> <p>(4) 不動産、<u>土地</u>の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括契約を含むが、<u>有価証券に該当するものを除く。</u>）</p> <p>(5) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（<u>有価証券に該当するものを除く。</u>）</p> <p>(6) 当事者の一方が相手方の行う<u>不動産又は不動産の賃借権及び地上権のみの資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」という。）</u></p>	<p>第29条（投資態度）</p> <p>1. ～ 4. （<u>現行のとおり</u>） （削除）</p> <p>第30条（資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. （<u>現行のとおり</u>）</p> <p>2. 不動産等とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) ～(3) （<u>現行のとおり</u>）</p> <p>(4) 不動産、<u>不動産</u>の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括契約を含む。）</p> <p>(5) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>(6) 当事者の一方が相手方の行う<u>前各号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生ずる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」という。）</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(7) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権<u>(有価証券に該当するものを除く。)</u></p> <p>3. 不動産対応証券とは、資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 優先出資証券（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。その後の改正を含む。以下「資産流動化法」という。）第2条第9項に定める<u>優先出資証券</u>をいう。）</p> <p>(2) 受益証券（投信法第2条第12項に定める<u>受益証券</u>をいう。）</p> <p>(3) 投資証券（投信法第2条第22項に定める<u>投資証券</u>をいう。）</p> <p>(4) 特定目的信託の受益証券（資産流動化法第2条第15項に定める<u>特定目的信託の受益証券</u>（前項(4)、(5)又は(7)に掲げる資産に該当するものを除く。）をいう。）</p> <p>4. 本投資法人は、前2項に掲げる不動産等及び不動産対応証券の<u>他</u>、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) <u>国債証券</u></p> <p>(4) <u>地方債証券</u></p> <p>(5) <u>特別の法律により法人の発行する債券（証券取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第2条第1項第3号で定めるものをいう。)</u></p> <p>(6) <u>譲渡性預金証券</u></p>	<p>(7) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>3. 不動産対応証券とは、資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 優先出資証券（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。その後の改正を含む。）<u>(以下「資産流動化法」という。)</u>第2条第9項に定める<u>もの</u>をいう。）</p> <p>(2) 受益証券（投信法第2条第7項に定める<u>もの</u>をいう。）</p> <p>(3) 投資証券（投信法第2条第15項に定める<u>もの</u>をいう。）</p> <p>(4) 特定目的信託の受益証券（資産流動化法第2条第15項に定める<u>もの</u>（前項(4)、(5)又は(7)に掲げる資産に該当するものを除く。）をいう。）</p> <p>4. 本投資法人は、前2項に掲げる不動産等及び不動産対応証券の<u>ほか</u>、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) (削除)</p> <p>(4) (削除)</p> <p>(3) 譲渡性預金証券</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(7) <u>コマーシャル・ペーパー</u></p> <p>(8) <u>資産流動化法に規定する特定社債券</u> (<u>証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいう。</u>)</p> <p>(9) <u>貸付債権信託の受益権</u> (<u>証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいう。</u>)</p> <p>(10) <u>金銭債権</u> (<u>投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号。その後の改正を含む。以下「投信法施行令」という。)</u>第3条第11号に定めるもの(ただし、<u>預金及びコール・ローン</u>を除く。)をいう。)</p> <p>(11) <u>信託財産を本項(1)乃至(10)に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</u>(<u>有価証券に該当するものを除く。</u>)</p> <p>(12) <u>金融デリバティブ取引に関する権利</u> (<u>投信法施行令第3条第14号に定めるものをいう。</u>)</p> <p>5. 本投資法人は、必要がある場合には以下に掲げる資産(不動産等への投資に付随するものに限る。)に投資することができる。</p> <p>(1) 商標法(昭和34年法律第127号。その後の改正を含む。)に規定する商標権又はその<u>専用使用権</u>若しくは通常使用権</p>	<p>(4) <u>有価証券</u>(<u>投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号。その後の改正を含む。)</u>(以下「<u>投信法施行令</u>」という。))第3条第1号に定めるもの(ただし、前2項及び本項で別途明示されている資産を除く。)をいう。)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(5) <u>金銭債権</u> (<u>投信法施行令第3条第7号に定めるもの(ただし、本項(1)乃至(4)に掲げる資産を除く。)</u>をいう。)</p> <p>(6) <u>信託財産を本項(1)乃至(5)に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</u></p> <p>(7) <u>デリバティブ取引に関する権利</u> (<u>投信法施行令第3条第2号に定めるものをいう。</u>)</p> <p>5. 本投資法人は、必要がある場合には以下に掲げる資産(不動産等への投資に付随するものに限る。)に投資することができる。</p> <p>(1) 商標法(昭和34年法律第127号。その後の改正を含む。)第18条第1項に規定する商標権又は同法第30条第1項に規定する<u>専用使用権</u>若しくは同法第31条第1項に規定する<u>通常使用権</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2) (省略)</p> <p>(3) 信託財産を本項(1)及び(2)に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(有価証券に該当するものを除く。)</p> <p>(新設)</p> <p><u>6. 本投資法人は、前4項に定める資産の他、本投資法人の発行する投資証券が上場する証券取引所が定める規程において、投資法人の投資対象として認められる資産に投資することができる。</u></p> <p>第31条(投資制限)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 本投資法人は、前条第4項(12)に掲げる金融デリバティブ取引に関する権利への投資を、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。</p> <p>3. ~ 4. (省略)</p> <p>第34条(資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり投資対象資産の種類毎に定める。</p> <p>(1) (省略)</p>	<p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) 信託財産を本項(1)及び(2)に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p><u>(4) その他不動産等への投資に付随して取得が必要となる資産</u></p> <p>(削除)</p> <p>第31条(投資制限)</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>2. 本投資法人は、前条第4項(7)に掲げるデリバティブ取引に関する権利への投資を、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。</p> <p>3. ~ 4. (現行のとおり)</p> <p>第34条(資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、<u>運用資産の種類毎に定めるものとし、原則として以下のとおりとする。</u></p> <p>(1) (現行のとおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2) 第30条第2項(4)に定める不動産、<u>土地</u>の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権 信託財産が本項(1)に掲げる資産の場合は本項(1)に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>に従った評価をした上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(3) 第30条第2項(5)に定める信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 信託財産の構成資産が本項(1)に掲げる資産の場合は、本項(1)に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(4) 第30条第2項(6)に定める不動産に関する匿名組合出資持分 匿名組合出資持分の構成資産が本項(1)乃至(3)に掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額により評価する。</p>	<p>(2) 第30条第2項(4)に定める不動産、<u>不動産</u>の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権 信託財産が本項(1)に掲げる資産の場合は本項(1)に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>に従った評価をした上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(3) 第30条第2項(5)に定める信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 信託財産の構成資産が本項(1)に掲げる資産の場合は、本項(1)に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(4) 第30条第2項(6)に定める不動産に関する匿名組合出資持分 匿名組合出資持分の構成資産が本項(1)乃至(3)に掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額により評価する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(5) 第30条第2項(7)に定める信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 信託財産である匿名組合出資持分について本項(4)に従った評価を行い、金融資産及び負債については一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(6) 第30条第3項及び第30条第4項(3)乃至(9)に定める有価証券 (省略)</p> <p>(7) 第30条第4項(10)に定める金銭債権 (省略)</p> <p>(8) 第30条第4項(11)に定める金銭の信託の受益権 投資運用する資産に応じて、本項(1)乃至(7)、(9)及び(10)に定める当該投資資産の評価方法に従い評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(9) 第30条第4項(12)に定める金融デリバティブ取引に関する権利 ① (省略) ② (省略)</p>	<p>(5) 第30条第2項(7)に定める信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 信託財産である匿名組合出資持分について本項(4)に従った評価を行い、金融資産及び負債については一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(6) 第30条第3項及び第30条第4項(4)に定める有価証券 (現行のとおり)</p> <p>(7) 第30条第4項(5)に定める金銭債権 (現行のとおり)</p> <p>(8) 第30条第4項(6)に定める金銭の信託の受益権 投資運用する資産に応じて、本項(1)乃至(7)及び(10)に定める当該投資資産の評価方法に従い評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(9) 第30条第4項(7)に定めるデリバティブ取引に関する権利 ① (現行のとおり) ② (現行のとおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(10) その他 上記に定めがない場合は、投信法、社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる<u>会計基準</u>により付されるべき評価額をもって評価する。</p> <p>2. <u>資産運用報告書等に価格を記載する</u>目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 不動産、地上権又は<u>土地</u>の賃借権を信託する信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分信託財産又は匿名組合出資持分の構成資産が本項(1)に掲げる資産については本項(1)に従った評価を、金融資産については一般に公正妥当と認められる<u>企業会計の基準</u>に従った評価をした上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p>	<p>③ <u>上記にかかわらず、金融商品に関する会計基準その他一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により、ヘッジ会計の要件を充足するものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとし、さらに金融商品に関する会計基準により特例処理の要件を充足するものについては、特例処理を適用することができるものとする。</u></p> <p>(10) その他 上記に定めがない場合は、投信法、社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる<u>企業会計の慣行</u>により付されるべき評価額をもって評価する。</p> <p>2. <u>資産運用報告等に価格を記載する</u>目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとする。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 不動産、地上権又は不動産の賃借権を信託する信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分信託財産又は匿名組合出資持分の構成資産が本項(1)に掲げる資産については本項(1)に従った評価を、金融資産については一般に公正妥当と認められる<u>企業会計の慣行</u>に従った評価をした上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>3. 本投資法人の資産評価の基準日は、第36条に定める各決算期とする。ただし、第30条第3項及び第4項に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とする。</p> <p>第35条（借入金及び投資法人債発行の限度額等）</p> <p>1. 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産を着実に成長させることを目的として、資金の借入れ又は投資法人債の発行を行うことがある。なお、資金を借入れる場合は、<u>証券取引法第2条第3項第1号</u>に規定する適格機関投資家からの借入れに限るものとする。</p> <p>2. 前項に係る借入れ及び投資法人債により<u>收受した金銭の使途は、資産の取得、修繕、分配金の支払、本投資法人の運営に要する資金又は債務の返済（敷金及び保証金の返還並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含む。）</u>等とする。</p> <p>3. ～ 4. （省略）</p>	<p>3. 本投資法人の資産評価の基準日は、第36条に定める各決算期とする。ただし、<u>第30条第3項、第4項及び第5項(4)</u>に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とする。</p> <p>第35条（借入金及び投資法人債発行の限度額等）</p> <p>1. 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産を着実に成長させることを目的として、資金の借入れ又は投資法人債（<u>短期投資法人債を含む。以下同じ。</u>）の発行を行うことがある。なお、資金を借入れる場合は、<u>金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）第2条第3項第1号</u>に規定する適格機関投資家（<u>租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。その後の改正を含む。）第22条の19第1項で定めるものに限る。</u>）からの借入れに限るものとする。</p> <p>2. 前項に係る借入れ及び投資法人債により<u>調達した金銭の使途は、資産の取得、修繕、分配金の支払、本投資法人の運営に要する資金又は債務の返済（敷金及び保証金の返還並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含む。）</u>等とする。<u>ただし、短期投資法人債の発行により調達した資金の使途又は目的については、法令に定める範囲に限るものとする。</u></p> <p>3. ～ 4. （現行のとおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第37条（金銭の分配の方針）</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>① 投資主に分配する金銭の総額のうち、<u>投信法第136条第1項に定める利益の金額</u>（以下「分配可能金額」という。）は、わが国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>に準拠して計算される<u>もの</u>とする。</p> <p>② 分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項に規定する本投資法人の配当可能所得の金額の100分の90に相当する金額を超えて<u>分配するものとする</u>。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 分配金の分配方法</p> <p>本条に基づく分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から3か月以内に、決算期現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録質権者を対象に投資口の所有口数に応じて分配する。</p> <p>(4) (省略)</p>	<p>第37条（金銭の分配の方針）</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>① 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益の金額（以下「分配可能金額」という。）は、わが国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>に準拠して計算される<u>利益</u>（<u>貸借対照表（投信法第131条第2項の承認を受けたものに限る。以下同じ。）上の純資産から出資総額、出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額を控除した額をいう。以下同じ。）</u>）とする。</p> <p>② 分配金額は、原則として租税特別措置法（<u>昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。</u>）第67条の15第1項に規定する本投資法人の配当可能所得の金額の100分の90に相当する金額を超えて<u>本投資法人が決定する金額とする</u>。</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) 分配金の分配方法</p> <p>本条に基づく分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から3か月以内に、決算期現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者を対象に投資口の所有口数に応じて分配する。</p> <p>(4) (現行のとおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第38条（<u>投資信託委託業者</u>に対する資産運用報酬）</p> <p>本投資法人が資産の運用を委託する<u>投資信託委託業者</u>（以下「<u>投資信託委託業者</u>」という。）に支払う資産運用報酬の額及び支払いに関する基準は、本規約の一部を構成する別紙1に定めるとおりとする。</p> <p>第39条（業務及び事務の委託）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人は、<u>投信法第198条及び第208条に基づき、資産の運用に係る業務を投資信託委託業者に、また、資産の保管に係る業務を資産保管会社に委託する。</u> 2. 本投資法人は、<u>資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務であって、投信法第111条に定める事務（以下「<u>一般事務</u>」という。）については第三者に委託する。</u> 3. <u>本投資法人の成立後に委託する事務のうち、本投資法人の発行する投資口及び投資法人債の募集に関する事務、投資法人債の名義書換に関する事務、投資法人債の発行に関する事務及び投資法人債権者に係る事務（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）第124条第2項第4号及び第5号に定める各事務のことをいう。）は、適宜、役員会が定める一般事務受託会社に対し、当該各事務を委託することとする。</u> 	<p>第38条（<u>資産運用会社</u>に対する資産運用報酬）</p> <p>本投資法人が資産の運用を委託する<u>資産運用会社</u>（以下「<u>資産運用会社</u>」という。）に支払う資産運用報酬の額及び支払いに関する基準は、本規約の一部を構成する別紙1に定めるとおりとする。</p> <p>第39条（業務及び事務の委託）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人は、<u>投信法第198条及び第208条に基づき、資産の運用に係る業務を資産運用会社に、また、資産の保管に係る業務を資産保管会社に委託する。</u> 2. 本投資法人は、<u>資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務であって、投信法第117条により第三者に委託しなければならないとされる事務については、第三者に委託する。</u> <p style="text-align: right;">（削除）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p><u>投資信託委託業者</u>に対する資産運用報酬</p> <p>本投資法人が保有する資産の運用を委託する<u>投資信託委託業者</u>（以下「<u>投資信託委託業者</u>」という。）に支払う報酬の金額、計算方法及び支払日はそれぞれ以下のとおりとする。</p> <p>① 運用報酬</p> <p>各営業期間毎に、本投資法人の総資産額（注 1）に年率（注 2）0.3%を乗じた額を上限とする金額を当該営業期間中に支払い、また償却前営業利益（注 3）に 2%を乗じた額を上限とする金額を関連する営業期間に係る決算期以後 3 か月以内に支払うものとする。</p> <p>（注 1）「総資産額」とは、本投資法人の関連する営業期間の直前の決算期付の貸借対照表（<u>投信法第131条第 1 項の承認を受けたものに限る。</u>）に記載された総資産額をいう。</p> <p>（注 2）（省略）</p> <p>（注 3）（省略）</p> <p>② 取得報酬</p> <p>本投資法人が取得する不動産等の売買代金（なお、当該不動産等の取得に係る公租公課その他取得にかかる費用を除く。）に 0.5%（ただし、<u>投資信託委託業者の利害関係人取引規程</u>に定める利害関係人等との売買は 0.25%）を乗じた額を上限とする金額を取得日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）の属する月の翌月末までに支払うものとする。</p>	<p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p><u>資産運用会社</u>に対する資産運用報酬</p> <p><u>資産運用会社</u>に支払う報酬の金額、計算方法及び支払日はそれぞれ以下のとおりとする。</p> <p>① 運用報酬</p> <p>各営業期間毎に、本投資法人の総資産額（注 1）に年率（注 2）0.3%を乗じた額を上限とする金額を当該営業期間中に支払い、また償却前営業利益（注 3）に 2%を乗じた額を上限とする金額を関連する営業期間に係る決算期以後 3 か月以内に支払うものとする。</p> <p>（注 1）「総資産額」とは、本投資法人の関連する営業期間の直前の決算期付の貸借対照表に記載された総資産額をいう。</p> <p>（注 2）（現行のとおり）</p> <p>（注 3）（現行のとおり）</p> <p>② 取得報酬</p> <p>本投資法人が取得する不動産等の売買代金（なお、当該不動産等の取得に係る公租公課その他取得にかかる費用を除く。）に 0.5%（ただし、<u>資産運用会社の利害関係人等取引規程</u>に定める利害関係人等との売買は 0.25%）を乗じた額を上限とする金額を取得日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）の属する月の翌月末までに支払うものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>③ 譲渡報酬</p> <p>本投資法人が譲渡する不動産等の譲渡代金（なお、当該不動産等の譲渡に係る公租公課その他取得にかかる費用を除く。）に0.5%（ただし、<u>投資信託委託業者の利害関係人取引規程</u>に定める利害関係人等との売買は0.25%）を乗じた額を上限とする金額を譲渡日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）の属する月の翌月末までに支払うものとする。</p>	<p>③ 譲渡報酬</p> <p>本投資法人が譲渡する不動産等の譲渡代金（なお、当該不動産等の譲渡に係る公租公課その他取得にかかる費用を除く。）に0.5%（ただし、<u>資産運用会社の利害関係人等取引規程</u>に定める利害関係人等との売買は0.25%）を乗じた額を上限とする金額を譲渡日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）の属する月の翌月末までに支払うものとする。</p>

第2号議案 資産運用委託契約一部変更承認の件

1. 変更の理由

- ① 本投資法人と本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社であるフロンティア・リート・マネジメント株式会社（注）が平成16年5月12日に締結した資産運用委託契約（その後の変更等を含む。）について、証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の各法律が施行され、投信法その他投資法人に関わる法令等が整備・改正されたことに伴い、必要な字句の修正を行うものです。
- ② 株式会社東京証券取引所の定める不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例について、その内容が有価証券上場規程に組み込まれ廃止されたことに伴い、必要な字句の修正を行うものです。
- ③ 第1号議案記載の規約の一部変更に伴い、資産運用の対象の変更その他、字句の修正を行うとともに、条文の整備等のために所要の変更を行うものです。
- ④ なお、本議案の決議につきましては、第1号議案の規約の一部変更が承認可決されることを条件とします。

（注）同社は、本書の日付現在、平成20年3月24日に三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社に商号変更を行う予定です。以下同様です。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

（下線は変更部分）

現 行	変 更 案
<p>第1条（目的）</p> <p>委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。以下「投信法」という。）に従い、委託者の資産の運用に係る業務及びそれに関連し又は付随する業務（以下「委託業務」という。）を、本契約に定めるところに従い、運用会社に委託し、運用会社はこれを受託する。</p>	<p>第1条（目的）</p> <p>委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。）<u>（以下「投信法」という。）</u>に従い、委託者の資産の運用に係る業務及びそれに関連し又は付随する業務（以下「委託業務」という。）を、本契約に定めるところに従い、運用会社に委託し、運用会社はこれを受託する。</p>

現 行	変 更 案
<p>第4条（資金調達業務）</p> <p>1. 運用会社は、委託者が行う投資口の追加発行、投資法人債の発行、借入れ若しくは借換え、又はこれらに類似する資金調達行為（以下、これらを併せて「資金調達」という。）に関し、委託者のために必要な業務を行うものとする。</p> <p>2. ～5. （省略）</p>	<p>第4条（資金調達業務）</p> <p>1. 運用会社は、委託者が行う投資口を<u>引き受ける者の募集、投資法人債（短期投資法人債を含む。）</u>の発行、借入れ若しくは借換え、又はこれらに類似する資金調達行為（以下、これらを併せて「資金調達」という。）に関し、委託者のために必要な業務を行うものとする。</p> <p>2. ～5. （現行のとおり）</p>
<p>第9条（委託者による契約の解約）</p> <p>1. 第7条の規定にかかわらず、委託者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、役員会の決議により、本契約を解約することができる。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) 運用会社につき、支払停止、破産宣告、再生手続開始、更生手続開始、<u>会社整理開始又は特別清算開始の申立、手形交換所における取引停止処分、重要な財産に対する差押え命令の送達等の事由が発生した場合。</u></p> <p>(4) （省略）</p> <p>2. 委託者は、運用会社が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解約する。</p> <p>(1) <u>投資信託委託業者（<u>投信法に規定される。</u>）でなくなったとき。</u></p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) （省略）</p>	<p>第9条（委託者による契約の解約）</p> <p>1. 第7条の規定にかかわらず、委託者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、役員会の決議により、本契約を解約することができる。</p> <p>(1) （現行のとおり）</p> <p>(2) （現行のとおり）</p> <p>(3) 運用会社につき、支払停止、破産宣告、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立、手形交換所における取引停止処分、重要な財産に対する差押え命令の送達等の事由が発生した場合。</p> <p>(4) （現行のとおり）</p> <p>2. 委託者は、運用会社が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解約する。</p> <p>(1) <u>金融商品取引業者（<u>金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に定める投資運用業を行う者であり、かつ宅建業法第3条第1項の免許及び第50条の2第1項の認可を受けている者に限る。</u>）でなくなったとき。</u></p> <p>(2) （現行のとおり）</p> <p>(3) （現行のとおり）</p>

現 行	変 更 案
<p>第19条（通知）</p> <p>1. 本契約の各条項に基づき当事者がなすべき通知、報告、指示、承認、又はその他の連絡（日常的な報告は除く。）（以下総称して「通知」という。）は、すべて書面によるものとし、かつ、下記の住所宛てに（i）手交（受領書を受け取ること）、（ii）ファクシミリ通信（ただし、相手方による適切な受領確認が行われることを条件とする。）又は（iii）書留郵便若しくは配達証明つきで郵便料金が前払された郵便のいずれかで、当該通知を受領すべきものに対してなされた場合にのみ、適式に通知されたときのみ、適式に通知されるものとする。ただし、各当事者は、相手方に対して本条の定めに従った通知を行うにより、住所の変更を行うことができるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（以下、省略）</p> <p>2. （省略）</p>	<p>第19条（通知）</p> <p>1. 本契約の各条項に基づき当事者がなすべき通知、報告、指示、承認、又はその他の連絡（日常的な報告は除く。）（以下総称して「通知」という。）は、すべて書面によるものとし、かつ、下記の住所宛てに（i）手交（受領書を受け取ること）、（ii）ファクシミリ通信（ただし、相手方による適切な受領確認が行われることを条件とする。）又は（iii）書留郵便若しくは配達証明つきで郵便料金が前払された郵便のいずれかで、当該通知を受領すべきものに対してなされた場合にのみ、適式に通知されたときのみ、適式に通知されるものとする。ただし、各当事者は、相手方に対して本条の定めに従った通知を行うことにより、住所の変更を行うことができるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（以下、現行のとおり）</p> <p>2. （現行のとおり）</p>
<p>第20条（守秘義務）</p> <p>1. 本契約の各当事者は、他方当事者の書面による事前の同意がない限り、第三者に対し、本契約の条項、本契約に基づく取引の内容、及び本契約に基づき又はこれに関連して他の当事者から受領した情報の一切（以下「秘密情報」という。）を開示又は漏洩してはならず、かつ、本契約上の目的以外の目的のために使用してはならない。ただし、以下の各号に定める開示はこの限りではない。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 委託者が発行する投資証券及び投資法人債券に関連して、<u>証券取引法</u>、<u>投信法</u>、その他の法令又は規則に基づく開示</p>	<p>第20条（守秘義務）</p> <p>1. 本契約の各当事者は、他方当事者の書面による事前の同意がない限り、第三者に対し、本契約の条項、本契約に基づく取引の内容、及び本契約に基づき又はこれに関連して他の当事者から受領した情報の一切（以下「秘密情報」という。）を開示又は漏洩してはならず、かつ、本契約上の目的以外の目的のために使用してはならない。ただし、以下の各号に定める開示はこの限りではない。</p> <p>(1) （現行のとおり）</p> <p>(2) 委託者が発行する投資証券及び投資法人債券に関連して、<u>金融商品取引法</u>、<u>投信法</u>、その他の法令又は規則に基づく開示</p>

現 行	変 更 案
<p>(3) 委託者が発行する投資証券が<u>証券取引所</u>に上場されているときにおける、<u>証券取引所</u>の規則に基づく開示</p> <p>(4) 投資信託協会の規則に基づく開示</p> <p>(5) ～(8) (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. (省略)</p>	<p>(3) 委託者が発行する投資証券が<u>金融商品取引所</u>に上場されているときにおける、<u>金融商品取引所</u>の規則に基づく開示</p> <p>(4) <u>社団法人投資信託協会その他の金融商品取引業協会</u>の規則に基づく開示</p> <p>(5) ～(8) (現行のとおり)</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>3. (現行のとおり)</p>
<p>第21条 (内部者取引)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 前項に規定する禁止行為とは、役員等が、委託業務の遂行に関して、委託者の運営、業務、財産又は投資口に関する重要な事実(株式会社東京証券取引所の定める<u>不動産信託投資証券に関する有価証券上場規程の特例第7条第1項第3号及び同条第2項に定める委託者又は運用会社に関する事実を含むがこれらに限られない。)</u>であって、委託者に対する投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実(以下「重要事実」という。)を知った場合、当該重要事実の公表がなされる以前に、何人の名義又は計算を問わず、委託者の投資口にかかる売買その他の有償の譲渡し又は譲受けを行うことをいう。</p>	<p>第21条 (内部者取引)</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>2. 前項に規定する禁止行為とは、役員等が、委託業務の遂行に関して、委託者の運営、業務、財産又は投資口に関する重要な事実(株式会社東京証券取引所の定める<u>有価証券上場規程第1213条第2項第1号及び同条第3項に定める委託者又は運用会社に関する事実を含むがこれらに限られない。)</u>であって、委託者に対する投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実(以下「重要事実」という。)を知った場合、当該重要事実の公表がなされる以前に、何人の名義又は計算を問わず、委託者の投資口にかかる売買その他の有償の譲渡し又は譲受けを行うことをいう。</p>

現 行	変 更 案
<p>第22条（利害関係人等取引規程）</p> <p>1. 運用会社は、<u>投信法第34条の3第2項に定める利害関係人等（投信法第15条第2項第1号に定める利害関係人等をいい、以下「利害関係人等」という。）との取引制限</u>、<u>投信法第34条の6第2項に定める利害関係人等その他の者との取引に際しての書面交付義務その他の投信法に定める利益相反防止規定を遵守するものとし、かつ、これに加えて、利害関係人等又はこれに類する者との間の利益相反が生じるおそれのある一定の取引（以下「利益相反取引」という。）について、別途利害関係人等取引規程を定める。</u></p> <p>2. (省略)</p> <p>3. (省略)</p> <p style="text-align: right;">(別紙1)</p> <p>3 投資対象</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 不動産等とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(a)～(c) (省略)</p> <p>(d) 不動産、<u>土地の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括契約を含むが、有価証券に該当するものを除く。）</u></p> <p>(e) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権<u>（有価証券に該当するものを除く。）</u></p>	<p>第22条（利害関係人等取引規程）</p> <p>1. 運用会社は、<u>金融商品取引法第42条の2及び第44条の3第1項に定める禁止行為等</u>、<u>投信法第203条第2項に定める利害関係人等（投信法第201条第1項に定める利害関係人等をいい、以下「利害関係人等」という。）</u>その他の者との取引に際しての書面交付義務その他の<u>金融商品取引法又は投信法に定める利益相反防止規定を遵守するものとし、かつ、これに加えて、利害関係人等又はこれに類する者との間の利益相反が生じるおそれのある一定の取引（以下「利益相反取引」という。）について、別途利害関係人等取引規程を定める。</u></p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p style="text-align: right;">(別紙1)</p> <p>3 投資対象</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 不動産等とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(a)～(c) (現行のとおり)</p> <p>(d) 不動産、<u>不動産の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括契約を含む。）</u></p> <p>(e) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p>

現 行	変 更 案
<p>(f) 当事者の一方が相手方の行う<u>不動産又は不動産の賃借権及び地上権のみの資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」という。）</u></p> <p>(g) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（<u>有価証券に該当するものを除く。</u>）</p> <p>(3) 不動産対応証券とは、資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるものをいう。</p> <p>(a) 優先出資証券（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。その後の改正を含む。以下「資産流動化法」という。）第2条第9項に定める<u>優先出資証券</u>をいう。）</p> <p>(b) 受益証券（投信法第2条第12項に定める<u>受益証券</u>をいう。）</p> <p>(c) 投資証券（投信法第2条第22項に定める<u>投資証券</u>をいう。）</p> <p>(d) 特定目的信託の受益証券（資産流動化法第2条第15項に定める<u>特定目的信託の受益証券</u>（前項(4)、(5)又は(7)に掲げる資産に該当するものを除く。）をいう。）</p> <p>(4) 本投資法人は、上記(2)及び(3)に掲げる不動産等及び不動産対応証券の<u>他</u>、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(a) (省略)</p> <p>(b) (省略)</p>	<p>(f) 当事者の一方が相手方の行う<u>前各号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生ずる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」という。）</u></p> <p>(g) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>(3) 不動産対応証券とは、資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるものをいう。</p> <p>(a) 優先出資証券（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。その後の改正を含む。）<u>（以下「資産流動化法」という。）</u>第2条第9項に定める<u>もの</u>をいう。）</p> <p>(b) 受益証券（投信法第2条第7項に定める<u>もの</u>をいう。）</p> <p>(c) 投資証券（投信法第2条第15項に定める<u>もの</u>をいう。）</p> <p>(d) 特定目的信託の受益証券（資産流動化法第2条第15項に定める<u>もの</u>（前項(d)、(e)又は(g)に掲げる資産に該当するものを除く。）をいう。）</p> <p>(4) 本投資法人は、上記(2)及び(3)に掲げる不動産等及び不動産対応証券の<u>ほか</u>、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(a) (現行のとおり)</p> <p>(b) (現行のとおり)</p>

現 行	変 更 案
(c) <u>国債証券</u>	
(d) <u>地方債証券</u>	(削除)
(e) <u>特別の法律により法人の発行する債券（証券取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第2条第1項第3号で定めるものをいう。）</u>	(削除)
(f) <u>譲渡性預金証書（新設）</u>	(c) 譲渡性預金証書
	(d) <u>有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含む。）（以下「投信法施行令」という。）第3条第1号に定めるもの（ただし、前2項及び本項で別途明示されている資産を除く。）をいう。）</u>
(g) <u>コマーシャル・ペーパー</u>	(削除)
(h) <u>資産流動化法に規定する特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいう。）</u>	(削除)
(i) <u>貸付債権信託の受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいう。）</u>	(削除)
(j) <u>金銭債権（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含む。以下「投信法施行令」という。）第3条第11号に定めるもの（ただし、預金及びコール・ローンを除く。）をいう。）</u>	(e) <u>金銭債権（投信法施行令第3条第7号に定めるもの（ただし、本項(a)乃至(d)に掲げる資産を除く。）をいう。）</u>
(k) <u>信託財産を本項(a)乃至(j)に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（有価証券に該当するものを除く。）</u>	(f) <u>信託財産を本項(a)乃至(e)に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</u>
(l) <u>金融デリバティブ取引に関する権利（投信法施行令第3条第14号に定めるものをいう。）</u>	(g) <u>デリバティブ取引に関する権利（投信法施行令第3条第2号に定めるものをいう。）</u>

現 行	変 更 案
<p>(5) 本投資法人は、必要がある場合には以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>(a) 商標法（昭和34年法律第127号。その後の改正を含む。）に規定する商標権又は<u>その専用使用権若しくは通常使用権</u></p> <p>(b) (省略)</p> <p>(c) 信託財産を本項(a)及び(b)に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権<u>（有価証券に該当するものを除く。）</u> (新設)</p>	<p>(5) 本投資法人は、必要がある場合には以下に掲げる資産<u>（不動産等への投資に付随するものに限る。）</u>に投資することができる。</p> <p>(a) 商標法（昭和34年法律第127号。その後の改正を含む。）<u>第18条第1項に規定する商標権又は同法第30条第1項に規定する専用使用権若しくは同法第31条第1項に規定する通常使用権</u></p> <p>(b) (現行のとおり)</p> <p>(c) 信託財産を本項(a)及び(b)に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p><u>(d) その他不動産等への投資に付随して取得が必要となる資産</u></p>
<p>4 投資制限</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 本投資法人は、上記3(4) <u>(1)</u>に掲げる<u>金融デリバティブ取引</u>に関する権利への投資を、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p>	<p>4 投資制限</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 本投資法人は、上記3(4) <u>(g)</u>に掲げる<u>デリバティブ取引</u>に関する権利への投資を、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) (現行のとおり)</p>

現 行 規 約		変 更 案	
(別紙 2)		(別紙 2)	
報酬の種類	計算方法と支払時期	報酬の種類	計算方法と支払時期
運用報酬 1	<p>委託者の資産総額に 応じ、以下の計算式により求 められた金額を上限とす る。なお、「総資産額」と は、委託者の直前の営業期 間の決算期の貸借対照表 (投信法第131条第1項の 承認を受けたものに限 る。)に記載された総資産 額とし、当該営業期間内に <u>投資信託委託業者</u>に対し て支払うものとする。</p> <p>【計算式】総資産額×年率 0.3% (注1) (注1) 1年を365日とし て、関連する委託者の営業 期間の実日数による日割り 計算 (1円未満切捨て)</p> <p><u>上記に拘わらず、委託者 の第1期の営業期間に限 り、取得した各不動産等 (信託受益権を含む。)の 売買代金 (なお、当該不動 産等の取得に係る公租公課 その他取得に係る費用を除 く。)の合計額に年率 0.3% (注2)を乗じた額と し、第1期の営業期間に係 る決算期後3か月以内に運 用会社に対して支払うもの とする。</u></p>	運用報酬 1	<p>委託者の資産総額に 応じ、以下の計算式により求 められた金額を上限とす る。なお、「総資産額」と は、委託者の直前の営業期 間の決算期の貸借対照表 (投信法第131条第2項の 承認を受けたものに限 る。)に記載された総資産 額とし、当該営業期間内に <u>運用会社</u>に対して支払うも のとする。</p> <p>【計算式】総資産額×年率 0.3% (注1) (注1) 1年を365日とし て、関連する委託者の営業 期間の実日数による日割り 計算 (1円未満切捨て)</p> <p>(削除)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>運用報酬 2</p> <p><u>(注2) 1年を365日として、委託者が資産を取得した日(同日を含む。)</u>から、<u>第1期の委託者の営業期間の末日(同日を含む。)</u>までの実日数による日割り計算(1円未満切捨て)</p> <p>当該営業期間における<u>投資法人</u>の償却前営業利益に応じ以下の計算式より求められた金額を上限とする。なお、「償却前営業利益」とは、<u>投資法人</u>の当該営業期間における営業収益から当該営業期間における営業費用(減価償却費、運用報酬1、運用報酬2を除く。)を減じた金額とし、当該営業期間に係る決算期後3か月以内に<u>投資信託委託業者</u>に対して支払うものとする。</p> <p>【計算式】償却前営業利益×2%</p> <p>取得報酬</p> <p>委託者が不動産等を取得した場合、当該不動産等の取得代金に応じ、以下の計算式により求められた金額の合計額を上限とし、取得日(所有権移転等の権利移転の効果が発生した日)の属する月の翌月末までに<u>投資信託委託業者</u>に対して支払うものとする。</p>	<p>運用報酬 2</p> <p>当該営業期間における<u>委託者</u>の償却前営業利益に応じ以下の計算式より求められた金額を上限とする。なお、「償却前営業利益」とは、<u>委託者</u>の当該営業期間における営業収益から当該営業期間における営業費用(減価償却費、運用報酬1、運用報酬2を除く。)を減じた金額とし、当該営業期間に係る決算期後3か月以内に<u>運用会社</u>に対して支払うものとする。</p> <p>【計算式】償却前営業利益×2%</p> <p>取得報酬</p> <p>委託者が不動産等を取得した場合、当該不動産等の取得代金に応じ、以下の計算式により求められた金額の合計額を上限とし、取得日(所有権移転等の権利移転の効果が発生した日)の属する月の翌月末までに<u>運用会社</u>に対して支払うものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p data-bbox="150 472 237 496">譲渡報酬</p> <p data-bbox="281 181 542 432">【計算式】当該不動産等の売買代金（なお、当該不動産等の取得に係る公租公課その他取得にかかる費用を除く。）×0.5%（ただし、<u>運用会社の利害関係人取引規程</u>に定める利害関係人等との売買は0.25%）</p> <p data-bbox="281 472 542 882">委託者が不動産等を譲渡した場合、当該不動産等の譲渡代金（なお、当該不動産等の譲渡に係る公租公課その他取得に係る費用を除く。）に応じ、以下の計算式により求められた金額の合計額を上限とし、譲渡日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）の属する月の翌月末までに<u>投資信託委託業者</u>に対して支払うものとする。</p> <p data-bbox="281 922 542 1173">【計算式】当該不動産等の譲渡代金（なお、当該不動産等の譲渡に係る公租公課その他取得にかかる費用を除く）×0.5%（ただし、<u>運用会社の利害関係人取引規程</u>に定める利害関係人等との売買は0.25%）</p>	<p data-bbox="577 472 665 496">譲渡報酬</p> <p data-bbox="711 181 972 432">【計算式】当該不動産等の売買代金（なお、当該不動産等の取得に係る公租公課その他取得にかかる費用を除く。）×0.5%（ただし、<u>運用会社の利害関係人等取引規程</u>に定める利害関係人等との売買は0.25%）</p> <p data-bbox="711 472 972 882">委託者が不動産等を譲渡した場合、当該不動産等の譲渡代金（なお、当該不動産等の譲渡に係る公租公課その他取得に係る費用を除く。）に応じ、以下の計算式により求められた金額の合計額を上限とし、譲渡日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）の属する月の翌月末までに<u>運用会社</u>に対して支払うものとする。</p> <p data-bbox="711 922 972 1173">【計算式】当該不動産等の譲渡代金（なお、当該不動産等の譲渡に係る公租公課その他取得にかかる費用を除く）×0.5%（ただし、<u>運用会社の利害関係人等取引規程</u>に定める利害関係人等との売買は0.25%）</p>

3. 資産運用会社の名称、住所及び沿革

変更契約の締結先である資産運用会社の名称、住所及び沿革は次のとおりです。

名称	フロンティア・リート・マネジメント株式会社	
住所	東京都港区赤坂二丁目17番22号	
沿革	平成15年8月26日	会社設立
	平成15年10月4日	宅地建物取引業免許取得
	平成16年3月12日	宅地建物取引法上の取引一任代理等の認可取得
	平成16年4月26日	投資信託委託業者に係る業務認可取得
	平成19年9月30日	金融商品取引業（投資運用業）登録

第3号議案 執行役員1名選任の件

執行役員西方俊平は、平成20年3月31日をもって任期満了となりますので、平成20年4月1日付で執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、執行役員の任期は、規約第18条第2項の定めにより、就任する平成20年4月1日より2年とします。

なお、執行役員選任に関する本議案は、平成20年2月18日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって提出するものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴
たか はし まこと 高橋 惇 (昭和9年12月10日)	昭和42年4月 三井不動産株式会社 不動産部鑑定課
	昭和46年4月 むつ小川原開発株式会社出向 業務課長
	昭和54年4月 三井不動産株式会社 札幌支店長
	昭和58年4月 同社 人事部長
	昭和62年6月 同社 取締役
	平成1年4月 同社 商業施設事業本部副本部長
	平成3年6月 株式会社ららぽーと 代表取締役社長
	平成12年4月 同社 代表取締役会長
	平成13年6月 同社 取締役会長
	平成15年6月 三井不動産ビルマネジメント株式会社 取締役
	平成16年5月 株式会社ポイント 監査役（非常勤） （現在に至る）
平成18年4月 日本商業施設ファンド投資法人 執行役員	

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員谷村憲一及び出口尚明の2名は、平成20年3月31日をもって任期満了となりますので、平成20年4月1日付で監督役員2名の選任をお願いするものです。本議案において、監督役員の任期は、規約第18条第2項の定めにより、就任する平成20年4月1日より2年とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴
1	かた やなぎ こう じ 片 柳 昂 二 (昭和19年7月23日)	昭和60年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会所属) 平成14年4月 東京簡易裁判所・民事調停委員(現在に至る) 平成16年6月 協同乳業株式会社 監査役(非常勤) (現在に至る)
2	はた いち ろう 秦 一 郎 (昭和32年7月9日)	昭和56年4月 富士通エフ・アイ・ピー株式会社 勤務 平成1年10月 朝日監査法人(現あずさ監査法人) 勤務 平成6年9月 須貝信公認会計士税理士事務所 勤務 平成9年4月 公認会計士登録 平成9年9月 税理士登録 平成13年4月 秦一郎公認会計士税理士事務所 (現在に至る)

- ・上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者は、本書の日付現在、日本商業施設ファンド投資法人の監督役員として当該投資法人の執行役員の執行全般を監督しておりますが、当該投資法人の解散の日(本書の日付現在、平成20年3月24日を予定しています。)をもって、当該役職を辞任する予定です。

第5号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

なお、補欠執行役員選任に関する本議案は、平成20年2月18日開催の役員会において、監督役員的全員の同意によって提出するものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴
と 谷 しん いち 戸 谷 真 一 (昭和24年12月4日)	昭和48年4月 日本専売公社(現日本たばこ産業株式会社)入社 平成3年10月 日本たばこ産業株式会社 仙台支店企画部長 平成6年7月 同社 資金部長 平成7年7月 同社 経理部長 平成10年7月 同社 不動産管理部長 平成10年10月 同社 不動産部長 平成14年6月 同社 執行役員 財務グループリーダー 平成15年8月 フロンティア・リート・マネジメント株式会社 代表取締役社長就任(現在に至る)

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるフロンティア・リート・マネジメント株式会社の代表取締役社長です。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも投信法第93条第1項の規定に基づく現行規約第14条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案乃至第5号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以 上

投資主総会 会場ご案内図

会 場 東京都港区赤坂一丁目12番33号

ANAインターコンチネンタルホテル東京 地下1階「ギャラクシー」



最寄駅 東京メトロ 溜池山王駅（地下鉄南北線・銀座線）

銀座線改札口から13番出口まで徒歩約4分。

南北線改札口から13番出口まで徒歩約6分。

13番出口より徒歩約1分。

六本木一丁目駅（地下鉄南北線）

改札口から3番出口まで徒歩約3分。

3番出口より、アークヒルズ方面へ徒歩約2分。

都営バス（都01）渋谷駅～新橋駅 「赤坂アークヒルズ前」下車
徒歩約1分。

お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場は
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。